

○財務省告示第七十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年四月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年五月十三日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（二十年）（第五百五
十二回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
会計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項
の法律及びその
の条項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格

十四

初期利子

ものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるもの
に、ついでには、前記(一)の算式に
より算出した金額から当該金
額に百分の二十・三一五を乗
じた金額(ただし、当該国債
を發行時において取得する者
が非居住者又は外国法人であ
る場合には、前記(一)の算式に
より算出した金額に当該非居
住者又は外国法人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額)を控除することができる。

十五

第二期利子

平成二十七年九月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十六

償還金額

毎年三月二十日及び九月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十七

償還金額

平成四十七年三月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十八

払入者

財務大臣から通知を受けた者

十九

払込期日

平成二十七年四月二十日